

基本目標V

配偶者等に対する暴力のない社会づくり

「小城市配偶者等からの暴力(DV)の防止及び被害者支援基本計画」

【基本的な考え方】

配偶者等からの暴力「ドメスティック・バイオレンス(DV)」は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、いかなる場合であっても決して許されるものではありません。DVが身近にある重大な犯罪であることを認識する中で、「暴力を許さない社会の実現」を目指し、男女共同参画社会の実現に向けた様々な取組とともに、配偶者等からの暴力の防止及び被害者への支援を関係機関と連携しながら総合的に進めます。

【成果目標】

指 標	現状値 令和2年度	目標値 令和8年度
「ドメスティック・バイオレンス(DV)」について「聞いたことがあり、内容まで知っている」と答えた市民の割合	66.3%	75.0%
「両親などのけんか(暴力や暴言など)」について「見たことはない」と答えた中学生の割合★	61.6%	65.0%
「DV相談ができる場所(方法)」について「知っている」と答えた市民の割合★	-	80.0%
「DV経験」について「されたことがある」「どちらもある」と答えた市民の割合★	25.5%	20.0%

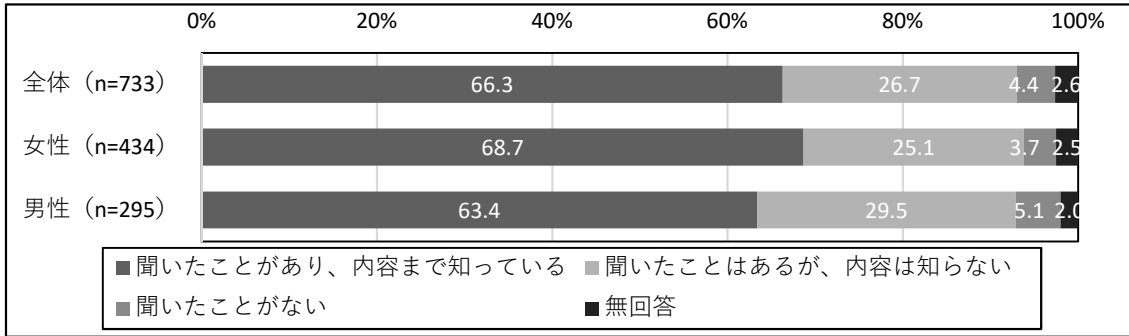
【男女共同参画意識調査結果】

(1)ドメスティック・バイオレンス(DV)について

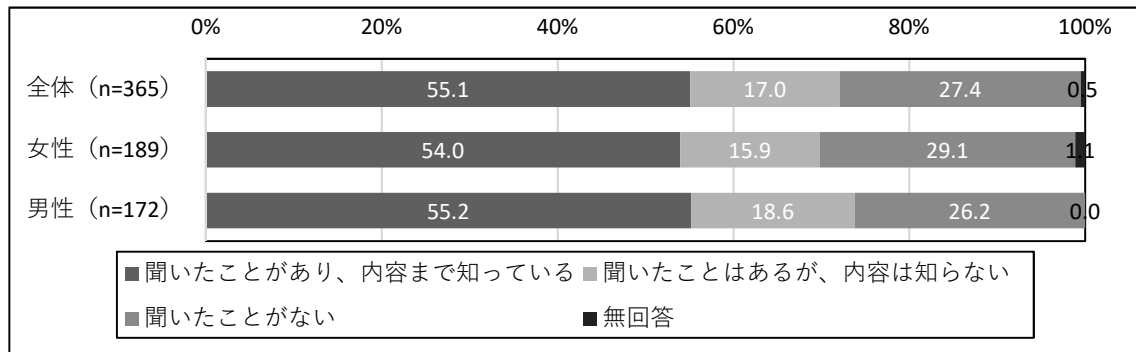
ドメスティック・バイオレンス(DV)の用語の認知度については、市民、中学生ともに「聞いたことがあり、内容まで知っている」と答えた人の割合が最も高くなっています。

しかし、「聞いたことがない」人も、市民で4.4%、中学生で27.4%います。

○市民

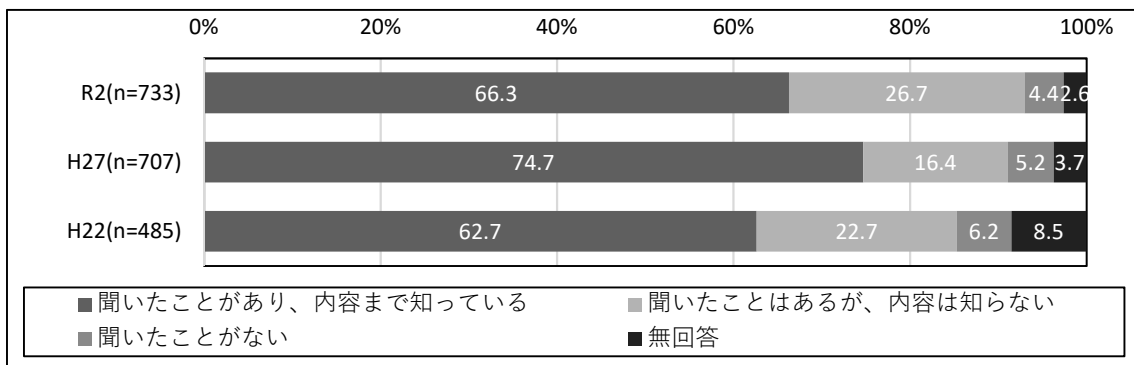


○中学生



過去の調査との比較では、「聞いたことがない」と答えた市民の割合が少しずつ減少していますが、「聞いたことがあり、内容まで知っている」と答えた市民の割合は増減しています。

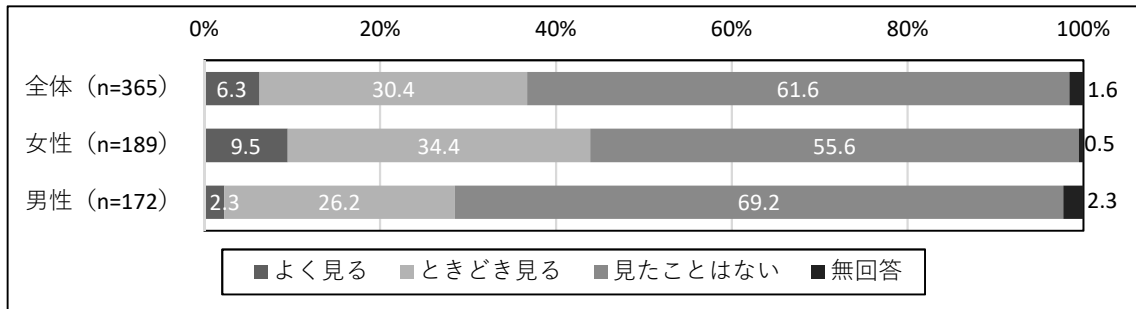
○過去調査比較(市民)



(2) 面前DVについて

両親などのけんか(暴力や暴言など)については、『見たことがある』(「よく見る」+「ときどき見る」)と答えた中学生の割合は36.7%となっています。

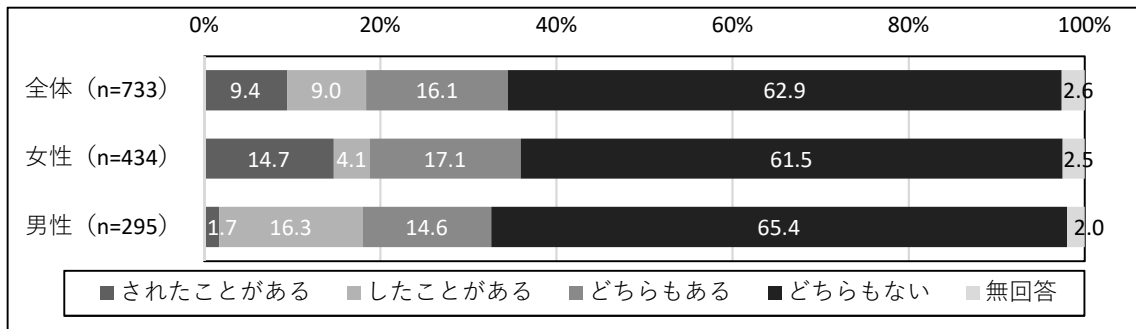
○中学生



(3) DVの経験・被害を受けた時の対応について

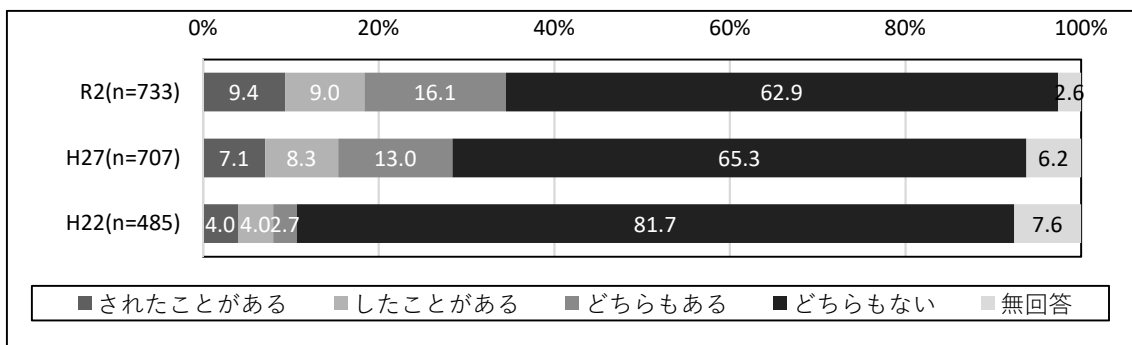
DVの経験については、「ない」と答えた市民の割合が62.9%となっています。しかし、「されたことがある」・「どちらもある」と答えた女性の割合は31.8%、男性の割合は16.3%となっており、女性の約3人に1人、男性の約6人に1人がDVを受けた経験があることになります。

○市民



過去の調査との比較では、「どちらもない」と答えた市民の割合が減少し、「されたことがある」・「どちらもある」と答えた市民の割合が増加しています。

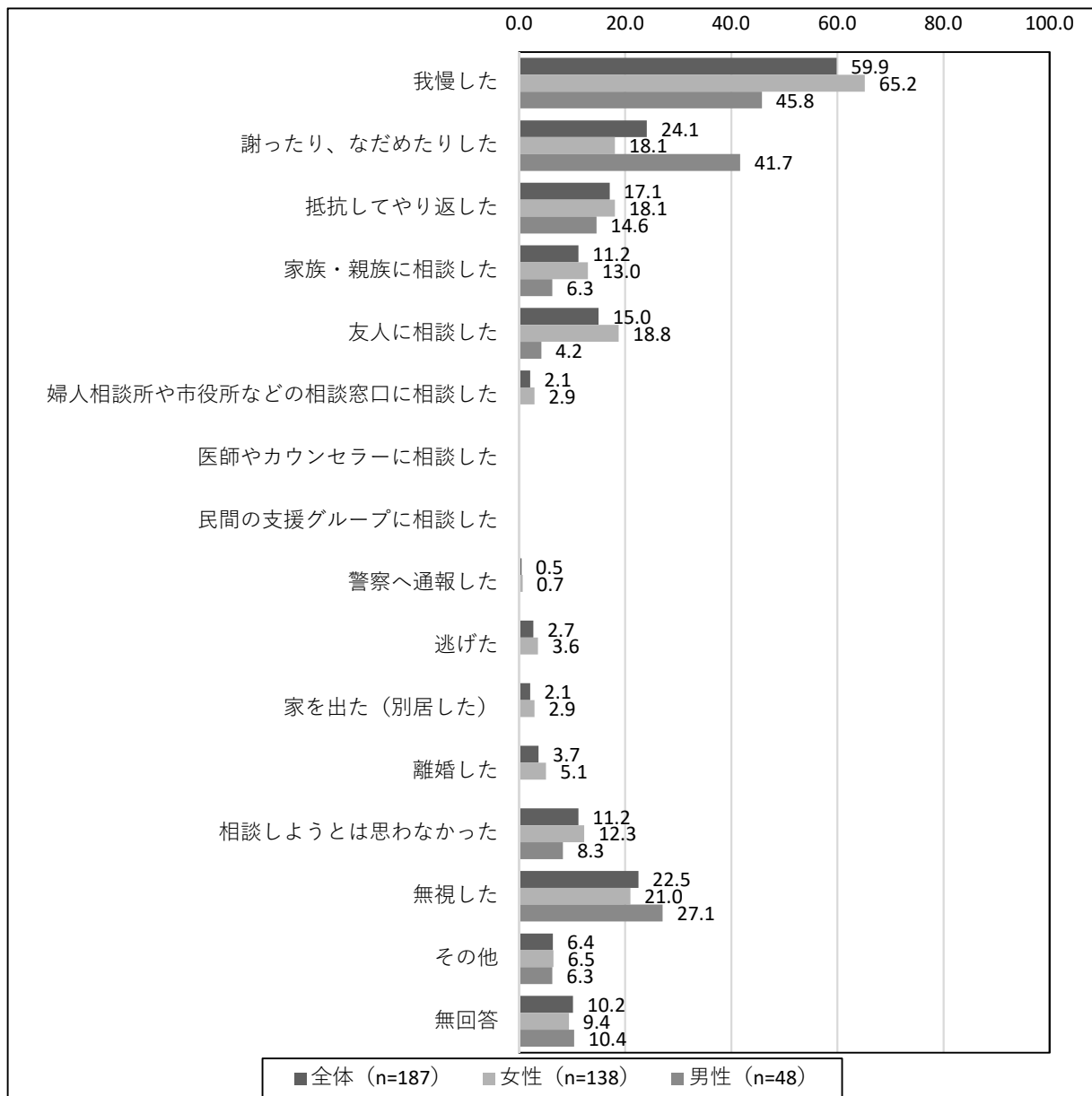
○過去調査比較(市民)



第3章 プランの内容(基本目標V)

DV被害を受けた時の対応については、「我慢した」と答えた市民の割合が59.9%で最も高く、次いで「謝ったり、なだめたりした」24.1%、「無視した」22.5%となっていることから、被害が表面化していなケースがあることがうかがえます。

○市民



施策の方向(12) DVを許さない意識づくりの推進

【現状と課題】

DVを防止していくためには、男女の人権を尊重し、“個人の尊厳を傷つける暴力は許さない”という意識を社会全体で共有することが重要です。

令和2年度「市民意識調査」によると、「DV」の用語の認知度について、「内容まで知っている」と回答した市民の割合は前回調査の平成27年度より低くなっています。

また、「面前DV」の用語の認知度については、「聞いたことがない」と答えた人の割合が高く、子どもの安全安心を脅かす家庭内の「面前DV」の防止について、啓発を行う必要があります。

DVの経験については、「されたことがある」と「どちらもある」と答えた市民の割合をあわせると、約4人に1人となっており、男女別に見ると、女性が約3人に1人、男性が約6人に1人が何らかの暴力を受けていることとなります。

これからもDVを決して許さないという意識が市民に共有されるように、継続的な広報・啓発が必要です。あわせて早期からDVに関する知識を深め、加害者・被害者にならないようにするため、県や教育機関と連携した暴力を予防・防止するための教育啓発を推進することが必要です。

【施策の取組】

配偶者等からの暴力(DV)は、個人の尊厳を侵害し、男女平等の実現の妨げになる要因の一つです。市民一人一人が正しい理解を深めるために広報・啓発活動を行うとともに、配偶者等からの暴力を生まないよう、子どもの発達段階に応じた教育・啓発を進めます。

【事業・担当課】

No.	事業	担当課
56	DV防止のための広報・啓発活動を行う。	企画政策課 社会福祉課 人権・同和对策室
57	暴力を予防・防止するため、早期からの教育・啓発を行う。	企画政策課 社会福祉課 学校教育課

施策の方向(13) 安心して相談できる体制の整備

【現状と課題】

DV被害者は孤立し、利用できる支援等に関する情報を入手する機会が制限されている場合があります。また、DV被害者自身には、自ら受けている暴力が重大な人権侵害であるという認識がないため、相談に至らないことも多いと言われています。

令和2年度「市民意識調査」によると、DV被害を受けた時の対応について、「我慢した」と答えた市民の割合が最も高く、DV被害が表面化していないケースが多くみられることが推察されます。また、DVや性犯罪などをなくすための取組については、「被害者が安心して相談できる窓口の確保」と答えた市民の割合が最も高くなっています。

今後も、市や様々な相談窓口を周知するとともに、安心して相談できる体制の強化が必要です。

【施策の取組】

DV被害者が孤立しないよう、市の相談窓口をはじめ、様々な相談窓口があることを周知し、安心して相談できる体制の整備を進めます。

市役所は、関連機関と連携しながら被害者にとって身近な相談窓口であることから、相談を受ける際には秘密を厳守し、被害者の信頼を損ねたり被害者が危険にさらされたりしないようにするため、職員研修を実施し相談機能の充実を図ります。

また、被害者の個人情報に配慮しつつ、被害者の負担を軽減するため、庁内関係部署間で情報の共有化を図り、相談支援体制の充実に努めます。

【事業・担当課】

No.	事業	担当課
58	DVに関する相談窓口の周知を図る。	企画政策課 社会福祉課
59	市相談担当者等に対して研修を実施し、DV被害者にかかわる相談体制を充実させる。☆ 【数値目標】DV被害者支援職員研修の新規採用職員受講率 (R2)100%⇒(R8)100%☆	企画政策課 社会福祉課
60	権利擁護における専門的な相談体制の充実を図り、継続的な支援を行う。☆	社会福祉課 高齢障がい支援課
61	DV被害者支援マニュアル等を作成し、庁内相談担当部署間の連携を図りワンストップ化を推進する。	社会福祉課
62	被害者の負担を軽減するため庁内相談共通シート等を活用し情報の共有化を図る。	社会福祉課
63	被害者等から苦情申し出があった場合、庁内関係課で連携し、迅速な対応を行う。☆	社会福祉課 市民課

施策の方向(14) 被害者支援の充実

【現状と課題】

被害者及び同伴する子どもが危険にさらされたりすることがないように、安全の確保が非常に重要となります。

また、被害者が自立して生活しようとする際には、複数の問題を同時に抱えている場合が多いため、様々な手続きが精神的な負担となっています。そのため、被害者等に係る情報の保護を図りながら、生活や就業の支援などについて、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整などの援助を行うことが大切です。

今後も、被害者の置かれた状況を把握しながら、課題解決にかかわる部署や関係期間が連携し自立支援に努めることが必要です。

【施策の取組】

緊急に被害者及び同伴する児童等の保護が必要になった場合、安心して保護が受けられるよう、被害者の安全確保に対する支援を行います。

また、被害者の安全確保の観点から住民基本台帳の閲覧等の制限の徹底を行うとともに、住民基本台帳からの情報に基づいて事務処理を行う部署での情報管理の徹底に努めます。

被害者が安心して自立した生活ができるよう、就業、住居、法的制度等についての情報提供や助言を行うとともに、同伴する子どもの就学等が円滑に行えるよう関係機関との連絡調整などの援助を行います。

【事業・担当課】

No.	事業	担当課
64	被害者及び同伴する子どもの安全確保のための支援を行う。	社会福祉課 保育幼稚園課 学校教育課
65	支援措置制度を適切に運用し、住民基本台帳の閲覧等の制限など被害者の保護の措置を行う。☆	市民課 社会福祉課
66	被害者支援のためのケース検討会議等を開催し、自立に向けた支援体制を充実させる。	社会福祉課
67	被害者に対し、就業支援や法的支援など必要に応じた情報提供を行う。	社会福祉課
68	市営住宅の空き住戸が活用できる場合は、被害者への住戸の確保及び活用を提案する。☆	定住推進課
69	被害者の生活再建へ向けた福祉制度等についての情報を提供し、自立に向けた支援を行う。	社会福祉課
70	被害者及び同伴する子どもが円滑に健診や予防接種、就学や保育が行えるよう配慮する。	健康増進課 学校教育課 保育幼稚園課
71	被害者及び同伴する子どもに対し、関係機関が連携を図りながら継続的に心理的支援を行う。	社会福祉課 学校教育課

施策の方向(15) 関係機関の連携・協力

【現状と課題】

被害者支援は、ケース別に支援内容も多岐にわたるため、常時から関係部署間の情報共有や支援に向けた共通認識のもと連携を図る必要があります。また、切れ目のない支援を行っていくためには、関係機関がそれぞれの役割を果たしつつ、連携を強化していかなければなりません。

それぞれの関係機関の役割を明確にし、被害者支援の重要性についての認識を共有することで、様々な形での連携・協力をしていくことが必要です。

【施策の取組】

各種相談・健診等の機会を通じて、DV や児童虐待などあらゆる暴力の早期発見及び早期対応に努めます。

県、近隣市町、警察、医療機関等と連携を図りながら、被害者に対する切れ目のない支援を行います。また、被害者支援の相談や支援に携わる民間団体等と連携しDV 防止啓発、被害者の自立支援に努めます。

【事業・担当課】

No.	事業	担当課
72	児童虐待防止の観点から要保護児童対策地域協議会を開催し、関係機関の連携及び協力の確保を図る。	社会福祉課
73	各種相談・健診等においてあらゆる暴力の早期発見に努める。	社会福祉課 健康増進課 学校教育課
74	被害者支援に関わる機関との連携を図る。	社会福祉課 企画政策課
75	民間のDV 被害者支援団体等と連携し、DV 防止啓発、被害者の自立支援を行う。	社会福祉課 企画政策課